## 資料3

## 【計画書における主な修正事項一覧表】

No.	ページ	箇所	変更前	変更後	修正理由
1	全体	本文		計画本編参照	「てにをは」「表記の統一」の修正
2	1	用語説明	国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、 <u>医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、</u> 障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。	国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。	
3	5	3 計画の位置づけ	障害福祉計画・障害児福祉計画	北本市障害福祉計画・障害児福祉計画	他の計計画名称の書きぶりと統一す るため修正
4	12	事業所等一覧 共同生活援助	③ グループホームたんぽぽ	③ グループホームたんぽぽ ⑥ グループホームあおいとり	時点更新(令和4年1月1日)によ り追加
5	13	事業所等一覧	記載なし	障害児(者)生活サポート事業所 ② ワーカーズコレクティブてと て	障害児(者)生活サポート事業所を 新規追加
6	13	子水川寸 晃	(令和3年11月1日現在)	(令和4年1月1日現在)	時点更新
7	13	用語説明	記載なし	ついて、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供、障害 福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な支援 を行う。	新規追加 ・障害者相談支援事業 ・地域活動支援センター
8			記載なし	*地域活動支援センター:地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした施設。	
9	16	本文	それぞれ2割以上となっています。	それぞれ <u>概ね2~3割</u> 以上となっています。	字句の修正
10	16	本文	知的障がい者の割合は上昇しています <u>が、全体では、それぞれ概ね2割以上となっています。</u>	知的障がい者の割合は <u>上昇しています。</u>	字句の修正
11	17	本文 <調査結果>	公的な相談窓口である市や専門機関である相談支援事業所 <u>や</u> アウトリーチ支援につながりやすく <u>する</u> 観点から、本人や家族等が相談できる窓口の周知や相談支援体制の充実が必要です。	公的な相談窓口である市や専門機関である相談支援事業所 <u>に相談することで</u> アウトリーチ支援につながりやすく <u>なるという</u> 観点から、本人や家族等が相談できる窓口の周知や相談支援体制の充実が必要です。	文脈の整理
12	23	本文	記載内容に変更なし	また、令和元年度調査においては、災害発生時にひとりで避難が「できない」と答えた人のうち約半数が、近所に助けてくれる人が「いない」としています。	記載位置の変更 2つ目の●に統合
13	27	本文	「障害者差別解消法」の認知度については、「内容まで知っている」(2.8%)	「障害者差別解消法」の認知度については、 <u>全体で</u> 「内容まで知っている」(2.8%)	表では障がい種別ごとの統計値であり、本文では障がいの種別の合計値で表記しているため、「全体」を追記。
14	27	本文	「障害者虐待防止法」の認知度については、「内容まで知っている」(3.1%)	「障害者虐待防止法」の認知度については、 <u>全体で</u> 「内容まで知っている」(3.1%)	表では障がい種別ごとの統計値であり、本文では障がいの種別の合計値で表記しているため、「全体」を追記。
15	28	本文	「成年後見制度」の認知度については、「内容まで知っている」 (10.3%)	「成年後見制度」の認知度については、 <u>全体で</u> 「内容まで知っている」(10.3%)	表では障がい種別ごとの統計値であり、本文では障がいの種別の合計値で表記しているため、「全体」を追記。
16	34	本文 ● 4 つ目		本市では令和元年度に1か所拡充し、現在は3か所(「 <u>生活相談支援</u> センターしゃろーむ北本」、「 <u>生活支援センター</u> 夢の実」および「 <u>相</u> <u>談支援事業所</u> あすなろ」)で障害者相談支援事業を実施しています。	事業所の正式名称へ修正
17	35	本文 基本目標 2 ● 3 つ目	放課後等デイサービスを <u>令和3年4月1日</u> 現在市内 <u>5か所</u> で実施しています。	放課後等デイサービスを <u>令和4年1月1日</u> 現在市内 <u>4か所</u> で実施しています。	時点の更新と事業所数の誤記の修正
18	35	用語説明	記載なし	*ケアラー:高齢者、障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人。	新規追加 ・ケアラー
19	36	用語説明	記載なし	*支援籍:障がいのある児童・生徒が在籍する学校または学校以外で、必要な学習活動を行うために学籍を置く制度。例えば、市外の特別支援学校に在籍する児童・生徒が北本市の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。	新規追加 · 支援籍
20	37	本文 基本目標 4 ● 4 つ目	<u>令和3年3月末現在</u> 、市内にはグループホームが <u>1か所(定員9</u> 人)設置されていますが、利用は増加傾向となっています。	<u>令和4年1月1日</u> 現在、市内にはグループホームが <u>2か所</u> 設置されており、利用者数は増加傾向となっています。	時点の更新に伴う事業所数の修正 定員数は削除
21	37	用語説明	記載なし	*ユニバーサルデザイン:年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていこうとする考え方。  *ピクトグラム:案内用図記号。不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形。	新規追加 ・ユニバーサルデザイン ・ピクトグラム
22	39	基本目標 6 ● 1 つ目	ボランティア活動に関する啓発・広報活動については、主に北本 市社会福祉協議会の広報紙 <u>に頼っており</u> 、	ボランティア活動に関する啓発・広報活動については、主に北本市社 会福祉協議会の広報紙で発信しており、	字句の修正
23	42	基本方針3	本市は、障がいのある人を支える <u>地域の様々な資源と</u> 協働しながら、支えあうしくみをつくります。	本市は、障がいのある人を支える <u>様々な社会資源を活用し、地域の</u> 人々と協働しながら、支えあうしくみをつくります。	文脈の整理

No.	ページ	箇所	変更前	変更後	修正理由
24	46	●3つ目		障がい者就労支援センターの機能を充実させ、 <u>障害者就業・生活支援センターや</u> 就労移行支援事業所等と連携を図り、より安定した就労生活が送れるよう支援します。	関係機関である「障害者就業・生活 支援センター」を追記
25	47	●6つ目	染症等の感染症にも対応した物資や機材の整備や 障がいの状況に	また、避難先での生活の確保に向けて、新型コロナウイルス感染症等の感染症にも対応した物資や機材の整備や <u>必要に</u> 応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の整備及び民間企業等との協力体制の整備を進めていきます。	字句の修正
26	47	用語説明	記載なし	*地域生活支援拠点等:障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会・緊急時の対応等、必要な機能を備えた障がいのある人の地域生活を支援する体制。	新規追加 ・地域生活支援拠点等
27	51	用語説明	記載なし	*ピア・カウンセリング:カウンセリング技術を身に付けた障がいのある人が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談支援にあたり、問題解決のための助言を行うこと。	新規追加 ・ピア・カウンセリング
28	53	用語説明	記載なし	*アクセシビリティ:施設・サービス・情報・制度等の利用のしやすさの程度。	新規追加 ・アクセシビリティ:
29	54	施策名 意思疎通支援事業	<u>手話通訳者養成講習会</u> 等を実施しています。	<u>手話奉仕員養成講習会</u> 等を実施しています。	地域生活支援事業の事業へ修正
30	54	施策名 地域相談支援	記載なし	地域移行支援は、入所・入院している人に対して、住居の確保等、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を実施しています。 地域定着支援は、居宅において生活する人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談など、緊急時の各種支援を実施しています。	法定サービスの追記
31	56	用語説明	記載なし	*インクルーシブ教育システム:障がいのある人が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。	新規追加 ・インクルーシブ教育システム
32	58	個別目標 2 - 3 各主体の役割 行政	記載なし	児童発達支援センターの保育や療育等に関する専門的知識を有する職員が保育施設等を巡回訪問し、保育士等と適切な保育や相談を連携して行う巡回相談支援事業を通じて、児童の一人ひとりに合った成長の促進を図るとともに、保育士等の資質の向上に向けて支援します。	児童発達支援センターの取組を追記
33	60	個別目標 2-5 各主体の役割 市民、市民団体	記載なし	家族同士の交流やお互いの悩みを分かちあい、支えあいを通じて、安 心した生活がおくれるよう家族会等の活動を継続していきます。	家族会等の取組を追記
34	61	施策名 児童発達支援	<u>います。</u> また、保育所等訪問支援事業については、児童発達支援	療育の観点から集団療育、個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を実施しています。	法定サービスの児童発達支援として 記載内容を整理。
35	61	施策名 医療型児童発達支 援	記載なし	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援が 必要であると認められる児童に対して、治療や日常生活における基本 的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援 を実施しています。	新規追加
36	61	施策名 保育所等訪問支援	支援計画書をもとに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の児童発達支援事業を市内3か所で行っています。また、保育所等訪問支援事業については、児童発達支援センターで所属する施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を実施しています。	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、集団生活への適応の ための専門的な支援等を実施しています。	児童発達支援事業から独立して記載
37	61	施策名 居宅訪問型児童発 達支援	記載なし	重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活での基本的な動作の指導等の支援を実施しています。	新規追加
38	62	施策名 巡回相談支援事業	記載なし	保育や療育等に関する専門的知識を有する者が定期的に市内の保育所、幼稚園や認定こども園に巡回訪問し、保育士等への適切な保育又は相談が当該保育士と連携して行うことができるよう支援を実施しています。	新規追加 児童発達支援センターの取組を追加
39	63		施策名 <u>障害児</u> 放課後等デイサービス 内容 市内 <u>5 か所</u> の施設で	施策名 放課後等デイサービス 内容 市内 <u>4 か所</u> の施設で	法定サービスの名称に修正 事業所数の誤記を修正
40	66	個別目標3-3 各主体の役割 行政	障がい者就労支援センターと就労移行支援事業所等 <u>と</u> 連携を図り、より安定した就労生活が送れるよう支援します。	障がい者就労支援センターと <u>障害者就業・生活支援センターや</u> 就労移 行支援事業所等 <u>が</u> 連携を図り、より安定した就労生活が送れるよう支 援します。	関係機関である「障害者就業・生活 支援センター」を追記
41	69	施策名 就労移行支援	就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識及び能力の向上の ための必要な訓練を実施しています。	<u>一般企業等への</u> 就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、 <u>その他必要な支援</u> を実施しています。	説明の補足を追記
42	69	施策名 就労継続支援 (A型・B型)	記載なし	就労継続支援A型は、一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労する機会を提供し、能力等の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を実施しています。 就労継続支援B型は、一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供し、能力等の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を実施しています。	法定サービスの追記
43	70	施策名 就労定着支援	記載なし	一般企業等へ就労した人に、就労に伴う生活面の課題を把握し、企業・自宅等への訪問等により、課題解決に向けて、必要な支援を実施しています。	法定サービスの追記
44	70	施策名 障がい者の経済的 自立及び仕事の安 定確保	生活介護、 <u>就労支援事業所</u> 等で、工賃のアップに向けて	生活介護、 <u>障害者就労施設</u> 等で、工賃のアップに向けて	字句の修正
45	73	個別目標4-3 各主体の役割 市民、市民団体	放置自転車の解消など、 <u>市民の理解・協力で推進することができる</u> バリアフリー対策に積極的に協力します。	放置自転車の解消など、 <u>市民ができる</u> バリアフリー対策に積極的に協力します。	表現の見直し

No.	ページ	箇所	変更前	変更後	修正理由
46	75	個別目標4-5 各主体の役割 市民、市民団体	<u>防災ボランティア</u> の活動等に参加し、災害拠点の活動に協力し ます。	<u>災害ボランティア</u> の活動等に参加し、災害拠点の活動に協力します。	字句の修正
47	75	個別目標4-5 各主体の役割 行政	新型コロナウイルス感染症等の感染症にも対応した物資や機材の整備や <u>障がいの特性に</u> 応じた医薬品、補装具・日常生活用具等の整備、民間企業等との協力体制の整備に努めます。	新型コロナウイルス感染症等の感染症にも対応した物資や機材の整備や必要に応じた医薬品、補装具・日常生活用具等の整備、民間企業等との協力体制の整備に努めます。	字句の修正
48	77	施策名 居宅介護~施設入 所支援		本文参照	施策内容の補記及び表記の統一によ る修正
49	78	施策名自立生活援助	記載なし	障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間 にわたり、定期的な訪問や随時の対応により、必要な支援を実施して います。	法定サービスの追記
50	78	施策名 自立訓練		本文参照	施策内容の補記による修正
51	78	施策名 共同生活援助(グ ループホーム)	旧施策名:共同生活援助 (グループホーム) の設置 市内には1か所のグループホームがあります。共同生活を行う住 居において、相談、食事等の日常生活上の世話を提供していま す。	夜間や休日に、共同生活を行う居宅において、相談、入浴、排せつ、 食事の介護や、日常生活上の援助を実施しています。	前回までは、共同生活援助の設置と して整理していたが、法定サービス の内容として独立
52	80		旧施策名:共同生活援助 (グループホーム) の設置 市内には1か所のグループホームがあります。共同生活を行う住居において、相談、食事等の日常生活上の世話を提供しています。	市内には2か所のグループホームがあります。引き続き事業者に対 し、グループホームの設置を働きかけていきます。	グループホームの設置の取組として 整理
53	90	各主体の役割 市民、市民団体	(市民・市民団体) 不当な差別的取り扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、 (事業者、関係者) 障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別しません。 (行政) 職員への研修を実施するとともに、正当な理由なく、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いは行いません。	(市民、市民団体) 差別的取り扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、 (事業者、関係者) 障がいのある人に対して、障がいを理由として差別しません。 (行政) 職員への研修を実施するとともに、障がいを理由とした差別的取り扱いは行いません。	「不当な」を削除。 「正当な理由なく」を削除。 障害者差別は、行ってはならないと いう基本的な考え方に基づき、表記 を修正
54	92	施策名 成年後見制度への 支援	制度の適用が必要な障がい者・高齢者に対して、成年後見制度の 周知を行うとともに、 <u>二親等内に親族などがいない対象者</u> に対 し、市長申立てによる成年後見を実施しています。	制度の適用が必要な障がい者・高齢者に対して、成年後見制度の周知を行います。 また、二親等内に親族がいない対象者などに対し、市長申立てによる成年後見を実施しています。併せて、制度の利用にあたって費用を負担することが困難な対象者に対して、審判の申立てに要する費用や後見人等への報酬の助成を実施しています。	<ul><li>・対象者の説明を修正</li><li>・地域生活支援事業の成年後見制度</li><li>利用支援事業の内容を追記。</li></ul>
55	93	計画の推進体制	本市は、障害保健福祉圏域では「県央」、	本市は、障害保健福祉圏域では「県央 <u>(鴻巣市・上尾市・桶川市・北</u> 本市・伊奈町)」、	「県央」について、補記
56	94	計画の進行管理	なお 、計画の進捗状況については、 <u>市広報紙</u> 等を活用しながら、 市民への報 告を行 い ま	なお、計画の進捗状況については、 <u>市ホームページ</u> 等を活用しながら、市民への報告を行います。	実態に即した内容で修正